

三十六、尾仲村で病死した旅日雇人の取扱い

江戸後期の文政年間、旅日雇の人（出稼ぎ人）が病死した場合に、どの様に扱い、対処したのか、古文書を読むことにより、当時の旅日雇い人と村人、および郡役所との関係を知ることが出来ます。

江辻村の大庄屋卯平が残した「横死者溺死、旅日雇之者病死、火事逢の記録」の中に大変興味深い事例があります。筑前の国三井郡本合村（現大刀洗町）の与作が篠栗村に現れ、旅日雇い人として働いていましたが、持病が悪化して死亡したので、死骸の取納め（埋葬）を行うまでの経過が詳細に書かれています。

与作は文政八年（一八二五）四月に篠栗村に来て、日雇いを申し込みました。篠栗村では、与作が寺証文生國の寺が発行した門徒である証明と他国で死亡したときはその地で埋葬してよいと記載したもののを持つていていること、人柄に問題がないのを確認し

りました。

そこで、元々の雇い主である篠栗村の庄屋から大庄屋卯平に与作の死亡が報告され、すぐに卯平がやって来て、尾仲村と篠栗村の村役人（庄屋、組頭）と一緒に死骸の取り調べを行い、完全な病死であると確認し、その日の午後四時に死骸を埋葬してします。原文に「当郡大隈村真宗真覚寺結縁二而昨八日七ツ時当村江取納相濟申候」とあって、宗派の関係から真覚寺と結縁し、その後で篠栗村に埋葬したものと思われます。これらのこと終わってから、以上の経過を口上書に書き、寺証文と医師の証拠（病死診断書）を添えて、郡役所に提出しています。その口上書の末尾には「・・・此段宜敷御聞通被仰付被為下候様奉願上候已上」と型通りに書かれていますが、これは事後報告であり、事例がマニュアル化されていて、ほとんどが村内で片付けられたことがわかります。

さて、昔、旅日雇人が村に来た場合、条件を満たしてたら、農作業に雇い、病気になれば軽い仕事を世

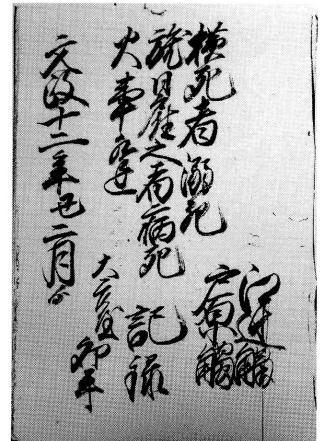
て、「旅日雇帳」に記録し、雇うことになりました。与作へ家を貸し、農作業をさせていましたが、五年目の文政十二年一月、持病の瘤が悪化し、農作業を続けることが困難になったので、尾仲村の神職佐々太輔方へ預け雑仕事をさせていました。

ところが、二月六日に突然発作を起こしたので、乙犬村の医師黒瀬仲庵に診せ、薬も飲ませましたが、容態は悪くなるばかりでした。神職の家の者をはじめ近所の者、篠栗村の家主たちによる心のこもった手厚い看病の甲斐もなく、二日後の二月八日に亡くな

話し、医者に掛け、親身な看病を行つたことに感動する覚えます。村を出る者は、他国に行くとき、我が骸は何処の山河になるかと覚悟を固めたことでしょう。当時の村人も我が身に引き替え、知らぬ顔が出来なかつたのではないでしようか。

また行政は、これら旅日雇い人の死に当たつて、法的に手続きを定め、それを実施することで社会の平穏をはかつたものと考えられます。

そして、他国に出るとき、寺証文がどんなに大切であつたかを学びました。



「横死者、溺死、旅日雇之者病死、火事逢の記録」